

【規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等一覧】

最終更新日 平成27年12月1日

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
1	主要食糧の需給及び価格の安定に関する法律	平成27年10月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	
2	卸売市場法	平成25年6月14日	×	平成30年度	5年を目途とする。	
4	商品先物取引法	平成27年5月1日	○	平成30年度	5年を目途とする。	
5	農林物資の規格化等に関する法律	平成27年4月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	
6	農薬取締法	平成26年11月25日	○	平成30年度	5年を目途とする。	
7	肥料取締法	平成26年11月25日	○	平成30年度	5年を目途とする。	
8	飼料の安全性の確保及び品質の改善に関する法律	平成19年4月1日	○	平成30年度	5年を目途とする。	
9	家畜伝染病予防法	平成26年11月25日	○	平成28年度	5年を目途とする。	
10	愛がん動物用飼料の安全性の確保に関する法律	平成21年6月1日	○	平成31年度	5年を目途とする。	
11	獣医師法	平成26年11月25日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
12	獣医療法	平成24年4月1日	×	平成29年度	5年を目途とする。	

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
13	牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法	平成16年12月1日	○	平成31年度	5年を目途とする。	
14	植物防疫法	平成24年10月1日	×	平成29年度	5年を目途とする。	
15	農業機械化促進法	平成26年6月13日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
16	家畜改良増殖法	平成26年11月25日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
17	畜産物の価格安定に関する法律	平成15年10月1日	×	平成30年度	5年を目途とする。	
18	家畜取引法	平成25年6月14日	×	平成30年度	5年を目途とする。	
19	農業経営基盤強化促進法	平成26年4月1日	○	平成31年度	5年を目途とする。	
20	農地法	平成27年4月1日	○	平成31年度	5年を目途とする。	
21	農業協同組合法	平成27年5月29日	○	平成31年度	5年を目途とする。	
22	農業信用保証保険法	平成26年6月27日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
23	農林中央金庫法	平成27年5月29日	○	平成29年度	5年を目途とする。	
24	農林中央金庫及び特定農水産業協同組合等による信用事業の再編及び強化に関する法律	平成27年5月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
25	農業災害補償法	平成27年4月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	
26	市民農園整備促進法	平成27年4月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	
27	特定農地貸付けに関する農地法等の特例に関する法律	平成26年4月1日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
28	土地改良法	平成26年4月1日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
29	集落地域整備法	平成23年11月30日	×	平成28年度	5年を目途とする。	
30	景観法	平成24年4月1日	×	平成29年度	5年を目途とする。	
31	森林法	平成26年4月1日	○	平成29年度	5年を目途とする。	
32	森林組合法	平成27年5月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	
33	林業種苗法	平成26年6月13日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
34	林業労働力の確保の促進に関する法律	平成25年4月1日	×	平成30年度	5年を目途とする。	
35	海洋水産資源開発促進法	平成23年8月30日	×	平成28年度	5年を目途とする。	
36	漁業災害補償法	平成27年4月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	

	法律名	施行日(最終改正)	見直し条項の有無	次回の見直し年度	見直し周期	備考
37	漁船法	平成20年4月1日	×	平成30年度	5年を目途とする。	
38	遊漁船業の適正化に関する法律	平成24年4月1日	×	平成29年度	5年を目途とする。	
39	漁船損害等補償法	平成27年4月1日	×	平成32年度	5年を目途とする。	
40	外国人漁業の規制に関する法律	平成26年12月7日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
41	海洋生物資源の保存及び管理に関する法律	平成20年4月1日	×	平成30年度	5年を目途とする。	
42	排他的経済水域における漁業等に関する主権的権利の行使等に関する法律	平成26年12月7日	×	平成31年度	5年を目途とする。	
43	持続的養殖生産確保法	平成17年10月20日	×	平成32年度	5年を目途とする。	

- 注1 :この表は、一定期間経過後の規制の見直し基準に基づく見直しを推進するために、規制にかかわる法律ごとに設定する見直し年度等を一覧にして公表することを目的としています。(その趣旨・目的等に照らして適当としないものは除きます。)
- 注2 :「見直し年度」の欄に記載された年度は見直しの必要性の検討を含む見直し実施年度を意味するものであり、検討の結果、現行制度・運用を維持する場合があります。
- 注3 :「見直し年度」・「見直し周期」については、以後の社会経済情勢の変化により、当初設定された年度・周期を適時見直す場合があります。
- 注4 :「見直し年度」前に具体的ニーズ等に基づく見直し要望が生じた場合は、上記の「見直し周期」とは別に、都度、見直しの必要性を検討します。